

マンション管理フォーラム・無料相談会

月 例 開 催 予 定

2018 年	フォーラム	無料相談会	会 場
5 月 1 2 日 (土)	13 時 30 分～15 時 00 分	15 時 00 分～16 時 30 分	2 0 6 学習室
6 月 1 6 日 (土)	13 時 30 分～15 時 00 分	15 時 00 分～16 時 30 分	2 0 6 学習室
7 月 1 4 日 (土)	13 時 30 分～15 時 00 分	15 時 00 分～16 時 30 分	2 0 4 学習室
8 月 1 1 日 (土)	13 時 30 分～15 時 00 分	15 時 00 分～16 時 30 分	2 0 4 学習室
9 月 8 日 (土)	13 時 30 分～15 時 00 分	15 時 00 分～16 時 30 分	2 0 4 学習室

※ 無料相談会の最終受付は 16 時 00 分です。

※ 予定が変更になる場合があります。事前に栃木県マンション管理士会のホームページでご確認いただくか、事務局宛に電話でお問合せ下さい。

※ 上の表以降の予定は、随時、栃木県マンション管理士会のホームページで告知いたします。

■ マンション管理士とは ■

マンションの管理の主体は、区分所有者全員で構成された管理組合です。
この管理組合という組織には次のような特徴があります。

- 各区分所有者等の共同生活に対する意識に違いがある
- 多様な価値観を持った区分所有者間の意思決定が難しい
- 利用形態の混在により権利・利用関係が複雑である
- 管理対象である建物設備に関する技術的判断が難しい
- 比較的多額の資金と大きな資産を管理している ……

管理を委託している場合でも、管理会社は管理委託契約の相手方であって、管理の主体は管理組合です。そして管理組合は次のことに留意しなければなりません。

- 管理組合の運営
- 管理規約
- 共用部分の範囲及び管理費用の明確化
- 管理組合の経理
- 長期修繕計画の策定及び見直し等
- 発注等の適正化
- 良好な居住環境の維持及び向上 ……

マンションの管理は多岐にわたり、専門的な知識を必要とすることが多いため、管理組合は、問題に応じ、専門的知識を有する者の支援を得ながら、主体性をもって適切な対応をするよう心がけることが重要です。

専門的知識をもって、管理組合の運営その他マンションの管理に関し、管理組合又は区分所有者等の相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業務とするのがマンション管理士です。

(※マンション管理士は、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に基づく国家資格です。)

栃木県マンション管理士会